



山形県公報

平成19年3月30日(金)

号 外(9)

目 次

条 例

山形県県税条例の一部を改正する条例..... (税 政 課) ... 2

本号で公布された条例のあらまし

山形県県税条例の一部を改正する条例 (県条例第42号) (税政課)

1 県民税

- (1) 県民税利子割について、県民税法人税割から控除することができず還付すべき額がある場合に、当該還付すべき額をその事業年度分の県民税均等割に充当するための措置を講ずることとした。(第48条の11関係)
- (2) 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の適用期限を1年延長することとした。(附則第5条の3、第12条の4及び第12条の7第1項関係)
- (3) 特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得等の課税の特例について、特例の対象となる特定株式の取得期間を平成21年3月31日まで延長することとした。(附則第12条の6第6項関係)

2 事業税

個人の事業税の課税対象事業から、助産師業を除外することとした。(第62条の4第4号関係)

3 不動産取得税

- (1) 次に掲げる非課税措置等の適用期限を平成21年3月31日まで延長することとした。
 - イ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置(附則第14条の3第1項関係)
 - ロ 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき入会権者等が入会林野整備等により取得する土地に係る税額の減額措置(附則第14条の3第3項関係)
- (2) 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置の適用期限を平成20年3月31日まで延長することとした。(附則第14条の3第5項関係)

4 県たばこ税

県たばこ税の税率を、1,000本につき1,074円とすることとした。(第86条及び附則第15条の2関係)

5 自動車取得税

- (1) 電気自動車に係る税率の特例措置の適用期限を2年延長するとともに、メタノール自動車に係る税率の特例措置を廃止することとした。(附則第17条第2項関係)
- (2) 天然ガス自動車に係る税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能を満たすものに限定したうえ、その適用期限を2年延長することとした。(附則第17条第3項関係)

- (3) ハイブリッド自動車(バス、トラック等に限る。)に係る税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たすものに限定したうえ、その適用期限を2年延長することとした。(附則第17条第4項関係)
- (4) ハイブリッド自動車(乗用車等に限る。)に係る税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たすものに限定するとともに、税率から軽減する率を、当該自動車の取得が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときは100分の2、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときは100分の1.8としたうえ、その適用期限を2年延長することとした。(附則第17条第4項関係)
- 6 狩猟税
網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に対して課する狩猟税の税率を設けることとした。(第192条第1項関係)
- 7 その他規定の整備を行うこととした。
- 8 その他
(1) この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。ただし、6の改正は、同月16日から施行することとした。
(2) その他所要の経過措置を定めることとした。(改正条例附則第2項～第7項関係)

条 例

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第42号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第48条の11中「又は同条第41項」を「同条第41項の規定により充当し、又は同条第42項」に改める。

第62条の4第4号中「第72条の2第9項第4号、第5号」を「第72条の2第9項第5号」に改める。

第68条第2項中「住宅金融公庫、」を削り、「同令同条第2項」を「同条第2項」に、「本項」を「この項」に改め、同条第6項中「同法同条第2項」を「同条第2項」に改め、同条第7項中「本条中」を「この条において」に改め、同条第12項及び第13項中「本項」を「この項」に改める。

第86条中「898円」を「1,074円」に改める。

第192条第1項第1号及び第2号中「網・わな猟免許又は」を削り、同項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの
8,200円

(4) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 5,500円

第196条中「第192条第1項第2号」を「第192条第1項第2号又は第4号」に改める。

附則第4条第1項中「本条」を「この条」に、「第3項第1号」を「第3項第2号」に、「本

項」を「この項」に改め、同条第3項中「本条」を「この条」に、「本項」を「この項」に改める。

附則第4条の2第1項中「本条」を「この条」に、「第3項第1号」を「第3項第2号」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「本項」を「この項」に改める。

附則第5条の3中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附則第9条第1項中「本項に」を「この項に」に改め、同項第1号中「第3項第1号」を「第3項第2号」に改め、同項第2号中「本項」を「この項」に改め、同条第3項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第34条の2、附則第4条第3項及び附則第4条の2第3項の規定の適用については、これらの規定中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額及び附則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額の合計額」とする。

附則第10条第1項中「第3項第2号」を「第3項第3号」に改め、同条第3項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第34条の2、附則第4条第3項及び附則第4条の2第3項の規定の適用については、これらの規定中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額及び附則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額の合計額」とする。

附則第12条第1項中「第4項第2号」を「第4項第3号」に改め、同条第4項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第34条の2、附則第4条第3項及び附則第4条の2第3項の規定の適用については、これらの規定中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額及び附則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の合計額」とする。

附則第12条の2第1項中「第4項第2号」を「第4項第3号」に改め、同条第4項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第34条の2、附則第4条第3項及び附則第4条の2第3項の規定の適用については、これらの規定中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額及び附則第12条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額」とする。

附則第12条の4中「平成20年度」を「平成21年度」に改める。

附則第12条の6第1項中「本条」を「この条」に改め、同条第3項中「本項」を「この項」に改め、同条第6項中「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附則第12条の7第1項中「平成19年12月31日」を「平成20年12月31日」に改める。

附則第12条の8第1項中「本項」を「この項」に、「次項第2号」を「次項第3号」に改め、同条第2項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第34条の2、附則第4条第3項及び附則第4条の2第3項の規定の適用については、これらの規定中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額及び附則第12条の8第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の合計額」とする。

附則第13条の8第1項中「住宅金融公庫、」を削る。

附則第14条の3第1項及び第3項中「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に改め、同条第5項中「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に、「本項」を「この項」に改め、同条第6項中「本条」を「この条」に改める。

附則第15条の2第1項を削り、同条第2項中「平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた」を削り、「廃止時」を「廃止の時」に改め、「及び前項」を削り、同項を同条とする。

附則第17条第2項中「附則第15条の3第1項に規定する電気自動車等」を「電気を動力源とする自動車で施行規則附則第11条の2で定めるもの」に、「平成11年4月1日から平成19年3月31日まで」を「平成19年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「本項」を「この項」に改め、同条第8項を第9項とし、同条第7項中「道路運送車両法第40条第3号に規定する」を削り、「同法」を「道路運送車両法」に、「第5項まで」を「第6項まで」に改め、同項を同条第8項とし、同条

中第6項を第7項とし、同条第5項中「前3項」を「第2項から第5項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「附則第15条の3第2項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。))が同項に規定する」を「エネルギー消費効率が」に改め、「(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。))」を削り、「排出量が同項」を「排出量が附則第15条の3第2項」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「内燃機関」を「次に掲げる特定自動車(内燃機関)」に、「第2条第10項」を「第2条第14項」に、「(以下この項において「特定自動車」という)」を「をいう。以下この項において同じ」に、「平成11年4月1日から平成19年3月31日まで」を「平成19年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「本項」を「この項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率」を「当該特定自動車がバス、トラックその他の施行規則附則第12条第3項で定めるものである場合にあつては100分の2.7を、当該特定自動車が乗用車その他の同条第4項で定めるものである場合にあつては100分の1.8(当該取得が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の2)」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第12条第5項で定めるもの

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第12条第6項で定めるもの(以下この号において「平成17年特定軽量車基準」という。)に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成17年特定軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ハ 附則第15条の3第2項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同項に規定する基準エネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が3.5トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第12条第7項で定めるもの

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第12条第8項で定めるもの(以下この号において「平成17年特定重量車基準」という。)に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年特定重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第17条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 次に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第11条の3第1項で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第169条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

(1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量(以下この条において「車両総重量」という。)が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則附則第11条の3第2項で定めるもの(以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同条第3項で定めるもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附

則第11条の3第4項で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第5項で定めるもの

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第192条第1項及び第196条の改正規定並びに附則第7項の規定は、同月16日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

- 2 改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

- 3 地方税法の一部を改正する法律（平成19年法律第4号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第9項第4号に掲げる事業に対して課する平成18年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 4 施行日前にされた改正前の第68条第2項の規定による家屋の新築後最初に行われた住宅金融公庫に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 5 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

- 6 新条例附則第17条第4項に規定する特定自動車の取得が施行日から平成19年8月31日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項第2号中「車両総重量が3.5トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第12条第7項で定めるもの」とあるのは、「車両総重量が3.5トンを超える特定自動車」とする。

（狩猟税に関する経過措置）

- 7 新条例第192条第1項の規定は、附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

平成19年3月30日印刷
平成19年3月30日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056